



事業、制度など

座間市東原一丁目市有不動産の貸付による
土地活用事業公募型プロポーザル

経過	市営東原住宅跡地は、過去に市営住宅として使用されていましたが、現在は用途を廃止し、建物を撤去している状態です。市は、市営東原住宅跡地の土地活用について検討を行ってきました。	
概要	市は、「座間市東原一丁目市有不動産（旧東原市営住宅跡地）」の貸付に当たり、本事業の提案内容を公募型プロポーザル方式により募集し、市が設置する「座間市東原一丁目市有不動産の貸付に係る公募型プロポーザル事業選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において選定した優先交渉権者と基本協定締結に向けた協議を行います。	
スケジュール	本調査の予定内容	日 程
	実施要領の公表	9月7日（月）
	優先交渉権者の決定	11月上旬
	基本協定の締結	12月下旬
	事業用定期借地権設定契約の締結	令和9年1月上旬以降 （施設の建設工事期間および除却工事期間を含みます）
	工事着手	事業用定期借地権設定契約締結後6ヶ月以内
	事業用定期借地権設定契約期限の満了に伴う事業対象地の返還	事業用定期借地権設定契約期限までに更地化にて 本市などへ返還
対象者	経営および管理などについて優れた企画力を有するとともに、事業推進にふさわしい信用、経営状態などを有する企業または企業グループとします。	
その他	詳細については、座間市東原一丁目市有不動産の貸付による土地活用事業公募型プロポーザル実施要領をご確認ください。 https://www.city.zama.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/proposal/1013952.html	
問い合わせ先	財務部 資産経営課 坂本 TEL 046（252）7801 FAX 046（255）3550	